

岐阜県在宅医療連携推進会議設置要綱

(設置)

第1条 岐阜県（以下「県」という。）における在宅療養者の医療等について意見を聴取するため、岐阜県在宅医療連携推進会議（以下「会議」という。）を設置する。

(議題)

第2条 会議の議題は次のとおりとする。

- 一 県の在宅医療を推進する事業に関する事項
- 二 岐阜県保健医療計画の在宅医療に関する事項
- 三 その他在宅医療に関する事項

(組織)

第3条 会議委員の定数は15人以内とする。

2 会議委員は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- 一 岐阜県医師会の推薦を受けた者
- 二 岐阜県病院協会の推薦を受けた者
- 三 岐阜県歯科医師会の推薦を受けた者
- 四 岐阜県薬剤師会の推薦を受けた者
- 五 岐阜県看護協会の推薦を受けた者
- 六 岐阜県理学療法士会の推薦を受けた者
- 七 岐阜県居宅介護支援事業協議会の推薦を受けた者
- 八 岐阜県ソーシャルワーカー協会の推薦を受けた者
- 九 岐阜県訪問介護協会の推薦を受けた者
- 十 岐阜県介護福祉士会の推薦を受けた者
- 十一 県内の地域包括支援センターの代表者
- 十二 岐阜県市長会の推薦を受けた者
- 十三 岐阜県町村会の推薦を受けた者
- 十四 その他知事が必要と認める者

(任期)

第4条 会議委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の会議委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 会議委員は、再任することができる。

(会議の招集)

第5条 会議は、必要に応じ県が招集する。

(庶務)

第6条 会議の庶務は、岐阜県健康福祉部医療整備課において処理する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるものの他、会議の運営に必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成25年10月11日から施行する。